

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年2月26日（令和7年（行個）諮問第47号）

答申日：令和8年4月3日（令和8年度（行個）答申第7号）

事件名：本人に対する労働者災害補償保険給付等不支給決定の変更決定通知書等の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年8月23日付け和労発基0823第3号により和歌山労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

以下の資料が開示されていない（開示漏れ）ため開示されたい。

- ・「労働者災害補償保険短期給付システム」に係る「給付別項目修正帳票（署用）」、「給付別修正票（署用）処理結果（正常）」
- ・休業給付決定決議書
- ・その他、開示されるべき資料一式

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和6年6月24日付け（同月25日受付）で、処分庁に対し、法76条1項の規定に基づき、本件請求保有個人情報に係る開示請求をした。

(2) これに対し、処分庁が令和6年8月23日付け和労発基0823第3号により一部開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同年11月28日付け（同月29日受付）で本件審査請求をした。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、審査請求は棄却すべきもの  
と考える。

### 3 理由

#### (1) 対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「令和3年特定月日付で特定労働基準監督  
署長が審査請求人に対してした労働者災害補償保険「保険給付等不支給  
決定の変更決定通知」に関する、決定通知書、調査復命書、添付書類一  
式（決議書、決裁書、データ入力票を含む）」に記録された審査請求人  
を本人とする保有個人情報である。

#### (2) 本件審査請求における争点について

審査請求人は、開示された保有個人情報以外にも、「労働者災害補償  
保険短期給付システム」に係る「給付別項目修正帳票（署用）」、「給  
付別修正票（署用）処理結果（正常）」及び「休業給付決定決議書」等、  
他にも開示すべき保有個人情報があるとして開示を求めていることから、  
本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

#### (3) 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

ア 原処分では、本件開示請求について、「休業支給決定決議書一式」、  
「保険給付等不支給決定の変更決定通知書」、「支給決定通知書」、  
「休業補償給付支給請求書一式」及び「調査結果復命書一式」を対象  
保有個人情報として特定し、審査請求人に開示したところである。

イ 本件審査請求を受け、諮問庁が処分庁に確認したところ、審査請求  
人が開示されていないと主張する「給付別項目修正帳票（署用）」及  
び「給付別修正票（署用）処理結果（正常）」については令和3年特  
定月日付けの保険給付等不支給決定の変更決定に関し、作成したが、  
保存期間が満了し、廃棄したため、処分庁は当該情報を保有していな  
いとのことであった。

また、原処分で特定した保有個人情報以外に、本件の対象となる保  
有個人情報は保有していないとのことであった。

ウ 審査請求人は「休業給付決定決議書」が開示されていない旨主張し  
ているが、上記アのとおり、「休業支給決定決議書一式」が原処分  
において対象保有個人情報として特定され、開示されているため、請求  
人の主張は失当である。

#### エ 小括

上記アからウまでのとおり、原処分が開示した保有個人情報の他に  
本件の対象となる保有個人情報を保有していないとした、原処分は  
妥当である。

### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄

却すべきである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年2月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和8年2月9日 審議
- ④ 同年3月30日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、特定の文書等が開示されていないとして、当該文書等に記録された保有個人情報を開示する旨求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人は、①「労働者災害補償保険短期給付システム」に係る「給付別項目修正帳票（署用）」、②「給付別修正票（署用）処理結果（正常）」及び③「休業給付決定決議書」が開示されていない旨主張し、その他、開示されるべき資料一式についても開示するよう主張する。
- (2) これに対し、諮問庁は、上記第3の3（3）において、上記①及び②については、保存期間が満了し廃棄したため、保有していないとした上で、原処分で特定した保有個人情報以外に、本件の対象となる保有個人情報は保有していないとし、上記③については、原処分において特定され、開示されている旨説明する。
- (3) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に補足説明を求めさせたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

本件に係る上記①及び②については、審査請求人の休業補償給付に係る不支給決定が判決により取り消されたことを受け、労働基準監督署が「不支給 → 支給」へ変更処理を行うに当たり、審査請求人の労災保険給付に係る情報を登録しているシステムにおいて、当該情報を変更するために帳票をシステムに読み込ませる必要があったことから、事務処理上作成したものである。これら修正帳票は、システム上の変更処理に用いるために作成したものであって、支給・不支給の判断は、修正帳票により出力された決定決議書によってなされるため、修正帳票そのものが決定に直接影響を及ぼす文書には当たらないことから、該当労働基準監督署において保存期間1年未満の文書として整理しており、本件に係る

①及び②は既に廃棄している。

上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も存しない。

- (4) 次に上記③については、諮問書に添付された「開示を行った保有個人情報」（本件対象保有個人情報）が記録された文書を確認したところ、「休業支給決定取消・支給決定（追給・回収）決議書」と題する文書が特定され開示されており、その内容から、当該文書は審査請求人が開示を求める「休業給付決定決議書」と認められることから、審査請求人の主張には理由がない。
- (5) また、本件対象保有個人情報が記録された文書は、上記の休業給付決定決議書及びその添付文書を始め、審査請求人の労働者災害補償保険に係る保険給付等不支給決定の変更決定通知に関する文書等であると認められ、当審査会事務局職員をして諮問庁に本件請求保有個人情報の探索について確認させたところ、関係部署の書庫や共有フォルダ等を改めて探索し、原処分で特定した保有個人情報以外に、本件の対象となる保有個人情報を保有していないことを確認したとのことであり、その方法等に問題があるとも認められず、本件対象保有個人情報の外に本件開示請求の対象となる保有個人情報はないとする諮問庁の説明を覆すに足りる事情も認められない。
- (6) したがって、和歌山労働局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

### 3 付言

処分庁は、本件開示請求書に記載された開示を請求する保有個人情報を引き写して本件開示決定通知書に記載した上で、一部開示決定を行ったものであるが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、具体的に特定した保有個人情報名を端的に記載すべきであり、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、和歌山労働局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

### (第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

## 別紙

### 1 本件請求保有個人情報記録された文書

令和3年特定月日付で特定労働基準監督署長が審査請求人に対してした労働者災害補償保険「保険給付等不支給決定の変更決定通知」に関する、決定通知書、調査復命書、添付書類一式（決議書、決裁書、データ入力票を含む）

### 2 本件対象保有個人情報記録された文書

- (1) 休業支給決定決議書一式
- (2) 保険給付等不支給決定の変更決定通知書
- (3) 支給決定通知書
- (4) 休業補償給付支給請求書一式
- (5) 調査結果復命書一式